

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る申請等手数料一覧表
 (手数料根拠：四街道市手数料条例(平成元年第5号))

(認定申請手数料)

区 分				技術的審査を受けたもの	技術的審査を受けていないもの		
					モデル建築物基準A	誘導仕様基準	左記以外
性能向上計画 認定34条	住宅部分	一戸建ての住宅	200平方メートル未満	5,000	/	17,000	34,000
			200平方メートル以上	5,000		19,000	37,000
		共同住宅等	300平方メートル未満	10,000		32,000	67,000
			300平方メートル以上	20,000		56,000	112,000
	非住宅部分	300平方メートル未満	10,000	85,000		221,000	
		300平方メートル以上	16,000	108,000		277,000	

区 分				技術的審査を受けたもの	技術的審査を受けていないもの		
					モデル建築物基準B	誘導仕様基準	左記以外
基準適合認定 (表示認定) 41条	住宅部分	一戸建ての住宅	200平方メートル未満	5,000	/	34,000	17,000
			200平方メートル以上	5,000		37,000	19,000
		共同住宅等	300平方メートル未満	10,000		67,000	32,000
			300平方メートル以上	20,000		112,000	56,000
	非住宅部分	300平方メートル未満	10,000	85,000		221,000	
		300平方メートル以上	16,000	108,000		277,000	

- ※ モデル建築物基準Aとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- ※ モデル建築物基準Bとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。
- ※ 1 変更認定申請手数料の額は、上記の認定手数料の額に1/2を乗じて得た額となります。
- ※ 2 複合建築物の額は、住宅部分の額と非住宅部分の額を合算した額となります。
- ※ 3 確認申請の併願をする場合は、確認申請手数料を加算した額となります。

(適合性判定手数料)

適合性判定 12条、13条	非住宅部分	工場等300平方メートル以上	30,000	26,000
		工場等以外300平方メートル以上	277,000	108,000

- ※ 変更認定申請手数料及び軽微変更該当証明書交付手数料の額は、上記の認定申請手数料の額に1/2を乗じて得た額となります。